

2018年6月14日

LP ガス販売における定期点検調査での法定期限超過について

株式会社 エネアーク中部
代表取締役社長 石原 広一

株式会社エネアーク中部は、LP ガスを販売させていただいているお客さまのガス設備等の定期点検調査（以下、「定期点検」と記す。）において、38 件の法定期限超過を発生させたことが 6 月 1 日に判明しました。

お客さまのガス設備等についての定期点検は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」にて 4 年に 1 回以上実施することが規定されており、今回この期限を超過したものです。

弊社では、6 月 10 日までに 38 件のお客さまを個別に訪問し、定期点検を全て完了しており、ガス漏えいや異常等は確認されませんでした。

弊社は法令遵守を極めて重要な事項と認識しており、このたびの事態を真摯に受け止め、速やかに全社員に対して本件の概要及び法令遵守の徹底を周知するとともに、作業マニュアルの改定・社員教育を実施するなど再発防止に努めてまいります。

この度は法定期限を超過する事態となり、大変ご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エネアーク中部 保安部 電話：052-218-7615